

## 令和元年第2回粕屋町議会臨時会会議録（目次）

### 第1号 5月15日（水）

・開 会	4
・会議録署名議員の指名	4
・会期の決定	4
・諸般の報告	4
・副議長の選挙	5
・議長辞職の件	8
・議長の選挙	11
・議席の一部変更	14
・議長の常任委員辞任の件	15
・常任委員会委員の選任	16
・常任委員会正副委員長の選任	16
・議会運営委員会委員の選任	17
・議会運営委員会正副委員長選任	22
・北筑昇華苑組合議会議員の選出	23
・粕屋南部消防組合議会議員の選出	23
・須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙	23
・国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員の選任	24
・交通対策及び九州大学農場跡地対策特別委員会委員の選任	24
・粕屋町議会報告特別委員会委員の選任	25
・粕屋町議会広報特別委員会委員の選任	25
・町立保育所の建て替えに関する特別委員会委員の選任	26
・閉 会	26

# 令和元年第2回粕屋町議会臨時会会議録（第1号）

令和元年5月15日（水）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 副議長の選挙
- 第5. 議長辞職の件
- 第6. 議長の選挙
- 第7. 議席の一部変更
- 第8. 議長の常任委員辞任の件
- 第9. 常任委員会委員の選任
- 第10. 常任委員会正副委員長の選任
- 第11. 議会運営委員会委員の選任
- 第12. 議会運営委員会正副委員長選任
- 第13. 北筑昇華苑組合議会議員の選出
- 第14. 粕屋南部消防組合議会議員の選出
- 第15. 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙
- 第16. 国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員の選任
- 第17. 交通対策及び九州大学農場跡地対策特別委員会委員の選任
- 第18. 粕屋町議会報告特別委員会委員の選任
- 第19. 粕屋町議会広報特別委員会委員の選任
- 第20. 町立保育所の建て替えに関する特別委員会委員の選任

## 2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 川 口 晃
2番 井 上 正 宏	10番 田 川 正 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 福 永 善 之
4番 鞭 馬 直 澄	12番 小 池 弘 基

5番 安藤和寿  
6番 中野敏郎  
7番 木村優子  
8番 太田健策

13番 久我純治  
14番 本田芳枝  
15番 八尋源治  
16番 山脇秀隆

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
総務課長	堺哲弘	経営政策課長	今泉真次
税務課長	中原一雄	収納課長	白井賢太郎
協働のまちづくり課長	豊福健司	学校教育課長	早川良一
社会教育課長	新宅信久	給食センター所長	吉村健二
都市計画課長	田代久嗣	地域振興課長	八尋哲男
道路環境整備課長	安松茂久	上下水道課長	松本義隆
総合窓口課長	渋田香奈子	子ども未来課長	神近秀敏
介護福祉課長	石川弘一	健康づくり課長	古賀みづほ

(開会 午前9時30分)

**◎議長（山脇秀隆君）**

改めて、おはようございます。

本日は、箱田町長をはじめ、執行部の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、急きよ臨時議会を開催していただき、感謝申し上げます。

今臨時議会は、議会申し合わせにより、議長職辞任の許可の議決を受けるものであります。また、副議長の辞任及び各常任委員会の正副委員長の辞任を受け、新たに新任委員を選出する議会でもあります。令和元年にふさわしい人選を皆さまには願います。長い一日となりそうですが、粕屋町の将来を考え、実のある一日にしたいと切望いたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和元年第2回粕屋町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**◎議長（山脇秀隆君）**

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、11番、福永善之議員、及び13番、久我純治議員を指名いたします。

**◎議長（山脇秀隆君）**

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（山脇秀隆君）**

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

**◎議長（山脇秀隆君）**

日程第3、「諸般の報告」を行います。

既にご承知のとおり、先の4月26日に議長である私、山脇より、副議長に対して、議長辞職願を提出いたしました。それにより、後ほど議長辞職の件を諮っていただく予定であります。また、同じく4月26日に八尋副議長より、私、議長宛に副議長辞職願が提出されましたので、地方自治法第108条の「副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。」との規定により、同日付で

これを許可しておりますことを、ご報告させていただきます。

更に、あと1件ございまして、5月13日に本田議員及び久我議員から、常任委員の所属変更の申し出がございましたので、粕屋町議会委員会条例第7条の規定により、「閉会中においては、議長が変更することができる。」ため、これを許可しております。よって、本田議員は、厚生常任委員会から建設常任委員会へ、久我議員は、建設常任委員会から厚生常任委員会へ、所属が変更となりました。これにより、本田議員の厚生常任委員長は、自動失職となります。

以上で、議長による「諸般の報告」を終わります。

#### ◎議長（山脇秀隆君）

ここで、町村議会の運営に関する基準130号の規定により、副議長を辞任された八尋前副議長に、辞任の挨拶をお願いいたします。発言席にどうぞ。

（15番 八尋源治君 登壇）

#### ◎15番（八尋源治君）

おはようございます。

この度、副議長職を辞職いたしましたので、これに当たり、一言、ご挨拶をさせていただきます。

私は、初当選以来18年間、数々の要職を経験させていただきました。副議長は、今回で2度目であります。議長を支える一番身近な存在としての責任は、大変重大であると感じました。初当選当時は、私は、政治を全く知りませんでした。しかし、私の政治理念を念頭に、一步一步進んでいくことができたと思っております。議員は、一部の奉仕者であってはならない。町全体の奉仕者であってこそ、議員である。自分の欲に走らず、そうありたいと、常に私は思っております。

今後も、粕屋町の憲章である、「太陽と緑のまち」の理念を大事に、町民の皆さまが安心して暮らせる豊かなまちづくりに励み、太陽の如く、公平・平等に日が当たる政治活動を今後も目指していきたいと思っております。

皆さん、これまで支えていただきまして、ありがとうございました。

（15番 八尋源治君 降壇）

#### ◎議長（山脇秀隆君）

八尋前副議長におかれましては、2年間、私、議長をしっかりサポートしていただき、感謝申し上げます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

#### ◎議長（山脇秀隆君）

日程第4、「副議長の選挙」を議題といたします。

ただ今、ご報告申し上げましたとおり、4月27日以降、副議長が欠けた状態にな

っております。「副議長の選挙」を行います前に、ここで暫時休憩をいたします。

なお、本日は議会構成が議題となっておりますので、再開後の町執行部の参集は必要ないことを、あらかじめ申し上げておきます。

それでは、休憩いたします。

(休憩 午前9時38分)

(再開 午前9時57分)

**◎議長（山脇秀隆君）**

それでは、再開いたします。

**◎議長（山脇秀隆君）**

日程第4、「副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

(議場の閉鎖)

**◎議長（山脇秀隆君）**

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、鞭馬直澄議員、5番、安藤和寿議員、6番、中野敏郎議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でございます。先ほどのご説明のとおりでございます。投票用紙の配付をお願いいたします。

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

**◎議長（山脇秀隆君）**

「異常なし」と認めます。

自席にて、投票用紙に記入してください。

**◎議長（山脇秀隆君）**

ただ今から、投票を行います。議席番号1番の方から、順番に投票をお願いします。どうぞ。

(投票)

**◎議長（山脇秀隆君）**

投票漏れは、ありませんか。

(声なし)

◎議長（山脇秀隆君）

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終了いたします。

◎議長（山脇秀隆君）

ただ今から、開票を行います。4番、鞭馬直澄議員、5番、安藤和寿議員、6番、中野敏郎議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

◎議長（山脇秀隆君）

選挙の結果をご報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0であります。

有効投票のうち、本田芳枝議員 8票、小池弘基議員 8票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1でありますので、4票であります。本田芳枝議員及び小池弘基議員の得票数は、いずれもこれを超えており、同数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

本田芳枝議員、小池弘基議員が議場におられますので、くじを引いていただきたいと思えます。くじは2回引きます。前に出てきてもらっていいですかね。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものであります。2回目は、この順序に従い、当選人を決定するための本くじになります。くじは16本ありますので、少ない数字の人が先の順位とし、当選人の方も少ない数字の人を当選人と決定させていただきます。もう一度言います。くじは16本ありますので、少ない数字の人が先の順位とし、当選人の方も少ない数字の人を当選人と決定させていただきます。

◎議長（山脇秀隆君）

まず、くじを引く順序を決めるくじを行いますので、4番、鞭馬直澄議員、5番、安藤和寿議員、6番、中野敏郎議員、くじの立ち会いをお願いいたします。立会人は前に出てきてください。

◎議長（山脇秀隆君）

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。本田芳枝議員、小池弘基議員、くじを同時に引いてください。同時に引いてくださいね。

(くじ引き)

**◎議長（山脇秀隆君）**

くじを引く順序が決定しましたので、報告いたします。

まず初めに小池弘基議員、次に本田芳枝議員、以上のおりであります。

ただ今の順序により、当選人を決定するくじを行います。小池弘基議員、本田芳枝議員、くじを引いてください。

（くじ引き）

**◎議長（山脇秀隆君）**

くじの結果を報告いたします。

くじの結果、小池弘基議員が当選人と決定いたしました。お戻りください。議場の閉鎖を解きます。署名が残ってましたね、署名をちょっとすみません。もう1回。それでは立会人の方、自席にお戻りください。

（議場の閉鎖を解く）

**◎議長（山脇秀隆君）**

ただ今、副議長に当選されました、小池弘基議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

小池弘基議員、発言席に登壇のうえ、副議長当選の承諾の挨拶をお願いいたします。

（12番 小池弘基君 登壇）

**◎12番（小池弘基君）**

ただ今、副議長の選挙が行われまして、8対8というようなことで、くじ引きで副議長の職を拝命するようになりましたけども、まずは、私に投票していただいた同僚議員の皆さま、ありがとうございます。また、まだまだ小池ではだめだという方が8人おられることも、また事実でございます。

後残り2年といったものを託されたわけですので、粕屋町の議会がより発展できるように、また同じような問題を共に共有できるような議会。また、これから後行われます議長選挙。どなたが議長になれるか分かりませんが、議長のサポートをしながら、よりよい粕屋町の発展に、尽力を尽くしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

まずは、ありがとうございました。

（12番 小池弘基君 降壇）

**◎議長（山脇秀隆君）**

日程第5、「議長辞職の件」を議題といたします。

これは、先ほどの「諸般の報告」でも触れましたように、先の4月26日の朝、八

尋副議長の辞職願を許可する前、八尋副議長が副議長として在職中に、粕屋町議会会議規則第98条の規定によって、副議長に対し、議長の辞職願を提出したものでございます。

なお、本件は私の一身上に関する事件でございますので、地方自治法第117条の規定によって、私は除斥となりますので、ここからの進行を副議長と交替いたします。小池副議長、よろしくお願いいたします。

ここで私は退場いたします。

(山脇秀隆君 退場)

(小池弘基君 議長席に着席)

#### ◎副議長（小池弘基君）

ただ今、副議長選挙で副議長に就任させていただきました、小池でございます。

山脇議長が除斥となりましたので、議長に代わり、私がここから進行を行います。何分にも不慣れでございますので、スムーズな進行にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

事務局長が、辞職願を朗読いたします。

古賀局長。

#### ◎議会事務局長（古賀博文君）

平成31年4月26日、粕屋町議会副議長、八尋源治様、粕屋町議会議長、山脇秀隆。辞職願。この度、一身上の都合により、4月28日付をもって議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

#### ◎副議長（小池弘基君）

お手元のほうに辞職願を配付しておりますが、ございますでしょうか。写しをお渡ししてるかと思えます。それでは、「議長辞職の件」を採決いたします。

山脇議長の辞職を許可することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。あと2年、やっていただきたいと思う方は、押さなくて結構でございます。それでは、採決のほうをお願いいたします。

(賛成者投票)

#### ◎副議長（小池弘基君）

賛成8票でございます。8票、過半数でございますので、山脇議長の辞職については、許可するという事に決定いたしました。山脇議長、賛成多数をもって許可することに決定いたしました。

ここで除斥となっております、山脇前議長の除斥を解除し、入場を求めます。

(山脇秀隆君 入場)

◎副議長（小池弘基君）

山脇前議長におかれましては、16番議席にお着き願います。議長辞職の件の採決結果を、お伝えいたします。

採決の結果、賛成多数であります。ここで、町村議会の運営に関する基準130号の規定により、議長を辞職されました山脇前議長に、辞職の挨拶をお願いいたします。発言席へどうぞ。

(16番 山脇秀隆君 登壇)

◎16番（山脇秀隆君）

この場をお借りしまして、高い所からではございますが、一言辞職のご挨拶を申し上げます。

議長職を皆さまから拝命していただき、2年を超えました。これまで自分なりに議長とはどうあるべきかを模索して、自分なりに行動してきたつもりであります。しかし、ここに至って不信任だ、辞職するべきだとの一部の議員からの声は、これまで私が行ってきたことへの批判の表れであると、感じざるを得ません。私は、非常にショックを受けましたが、この原因はどこにあるのかを考えさせていただきました。結果、原因は自分にあることに気づかされました。私の不徳の致すところでもございました。2年にして気づかされたことであります。

今後は、皆さまとともに誠心誠意、対話を重ね、粕屋町政発展のため、鋭意努力していく所存であります。2年間、ありがとうございました。

(16番 山脇秀隆君 降壇)

◎副議長（小池弘基君）

山脇前議長におかれましては、16番議席にお着きください。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時24分)

(再開 午前10時45分)

◎副議長（小池弘基君）

再開いたします。

ただ今、議長が辞職されました。

お諮りいたします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに選挙を行いたいと思います。これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎副議長（小池弘基君）**

異議なしと認めます。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時46分）

（再開 午前10時58分）

**◎副議長（小池弘基君）**

再開いたします。

追加日程第6、「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）

**◎副議長（小池弘基君）**

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、安藤和寿議員、6番、中野敏郎議員、7番、木村優子議員を指名いたします。

ただ今より、投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名で行います。

投票用紙の配付漏れはありますか。ありませんか。

それでは「配付もれなし」と認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱の点検）

**◎副議長（小池弘基君）**

異常はありませんでしたか。ないようでした。「異常なし」と認めます。

それでは、自席で投票用紙に記入を、お願いいたします。記入は終わりましたでしょうか。

それでは、ただ今から投票を行います。議席番号1番の方から、順番に投票願います。

（投票）

**◎副議長（小池弘基君）**

投票もれはございませんか。

ないようでしたら、「投票もれなし」と認めます。

投票を終了いたします。ただ今から、開票いたします。

それでは、5番、安藤和寿議員、6番、中野敏郎議員、7番、木村優子議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

#### ◎副議長（小池弘基君）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票です。

有効投票のうち、鞭馬直澄議員 8票、山脇秀隆議員 8票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1ですので、4票です。いずれも、4票を上回っております。同数でございますので、抽選に移りたいと思います。

それでは、いずれも4票を超えており、同数でありますので、この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

鞭馬直澄議員、山脇秀隆議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは、副議長選挙と同じく2回引いていただいて、1回目が、くじを引く順番を決めるものです。2回目は、この順番に従い、当選人を決定するための本くじです。くじは16本ありますので、少ない数字の人が先の順位とし、当選人の方も少ない数字の人を、当選人と決定させていただきます。よろしいでしょうか。

#### ◎副議長（小池弘基君）

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

5番、安藤和寿議員、6番、中野敏郎議員、7番、木村優子議員、くじの立ち会いをお願いいたします。

前のほうに出てきてください。

それでは、鞭馬直澄議員、山脇秀隆議員、前に出てください。

#### ◎副議長（小池弘基君）

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。鞭馬直澄議員、山脇秀隆議員、くじを同時に引いてください。

(くじ引き)

#### ◎副議長（小池弘基君）

鞭馬議員が2番、山脇議員、16番。今のくじの結果は、鞭馬直澄議員が2番、山脇秀隆議員が16番ということで、少ない数を引いた鞭馬議員が、次は本当のくじを引く順番、先に引いてください。

(くじ引き)

**◎副議長（小池弘基君）**

鞭馬議員が7番、山脇議員が8番。ただ今、くじを引いていただきました結果を、報告いたします。

くじの結果、鞭馬直澄議員が、当選人と決定いたしました。

それでは、席のほうにお戻りください。署名議員、署名を。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖を解く）

**◎副議長（小池弘基君）**

ただ今、議長に当選されました、鞭馬直澄議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

鞭馬直澄議員、発言席に登壇の上、議長当選の承諾の挨拶をお願いいたします。

（4番 鞭馬直澄君 登壇）

**◎4番（鞭馬直澄君）**

この度、粕屋町議会議長に就任させていただくことになりました、鞭馬直澄でございます。

大変身に余る光栄と思っておりますと同時に、責任の重さを痛感しているところでございます。これもひとえに、諸先輩の方々のご指導と、議員各位のご支援によるものであります。心から感謝・御礼を申し上げます。

粕屋町の更なる発展に向け、将来のあるべき姿を描き、達成のための課題を一つ一つ確実にクリアするため、議会と執行機関との真摯な議論を行うことにより、有効な政策を推進していくことが、肝要だと考えております。議長といたしまして、全力を尽くして公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいります。

私は、安全で安心かつ、活力のある粕屋町の実現に向け、議会が持てる力、総合力を十分に発揮できるよう、微力ではございますが、一生懸命全力を尽くしてまいります決意でございます。議員各位の皆さまのご指導とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、町民の皆さま方のご理解とご支援を、心からお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

（4番 鞭馬直澄君 降壇）

**◎副議長（小池弘基君）**

鞭馬議長、一旦自席へお戻りください。それでは鞭馬議長と交代いたしますので、よろしくをお願いいたします。

議事進行のご協力、誠にありがとうございました。

**◎議会事務局長（古賀博文君）**

それでは鞭馬、新しい議長様、議長席にお着き願います。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

小池副議長には、議長選挙をお務めいただきまして、ありがとうございました。  
ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前11時20分）

（再開 午後 1 時00分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

再開いたします。

お諮りいたします。

先ほど、「議長の選挙」及び「副議長の選挙」を実施し、その結果、変更が生じましたので、「議席の一部変更」を、日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。

「議席の一部変更」を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

追加日程第7、「議席の一部変更」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。議席は申し合わせにより、15番は副議長席、16番は議長席となっております。

議長・副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

お配りしました新しい議席表のとおり、議席を指定いたします。なお、議席立札や中継モニターのテロップ等、本日すぐには変更ができませんので、新しい議席表どおりの着席は、次回の会議からとさせていただきます。よろしく願いいたします。次に移ります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

私は現在、総務常任委員会に所属しておりますが、議長におきましては、その職責上、一常任委員会に所属することは適当ではないと判断し、これまでの議長さん同様、常任委員会委員を辞任したいと思います。

「議会の同意を得て辞退することは、特に必要がある場合はやむを得ない。」と、

行政実例にもございますので、よろしく願いいたします。

なお、本件は、私一身上の関する事件でございますので、地方自治法第117条の規定によって、私は除斥となりますので、ここからの進行を副議長と交替いたします。

小池副議長、よろしく願いいたします。

ここで私は、退場させていただきます。

(鞭馬直澄君 退場)

(小池弘基君 議長席に着席)

#### ◎副議長（小池弘基君）

副議長の小池でございます。鞭馬議長が除斥となりましたので、議長に代わって私がここから進行を行います。

追加議事日程第8、「議長の常任委員会委員辞任の件」を議題といたします。

議長から、議長の職責上の理由によって、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

議長の常任委員辞任は、申し出のとおり辞任を同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ◎副議長（小池弘基君）

異議なしと認めます。よって、「議長の常任委員の辞任」を同意することに、決定いたしました。

ここで除斥となっております、鞭馬議長の除斥を解除し、入場を求めます。

(鞭馬直澄君 入場)

#### ◎副議長（小池弘基君）

議長は一旦、自席へお着き願います。

採決の結果をお伝えいたします。「議長の常任委員辞任の件」は、採決の結果、許可することに決定いたしました。

議長と交替いたします。議長、議長席へお移りください。

#### ◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、お諮りいたします。

山脇前議長が2年前に議長に選任され、常任委員会委員として、一旦所属された後、議会の同意を得て常任委員会委員を辞任されていらっしゃいます。

本日、議長辞職が議会で許可されましたので、委員会条例第7条第1項の規定に

より、改めて常任委員会に委員として、所属する必要がございます。

よって、「常任委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第9として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。従いまして、「常任委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第9として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第9、「常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

委員会条例第7条第4項の規定によって、前議長でありました、山脇秀隆議員は、総務常任委員会と指名したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。従いまして、山脇秀隆議員は総務常任委員会委員と選任することに決定いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

各常任委員会より、正副委員長の選任をやり直したいとの申し出がっておりますので、お諮りいたします。

「常任委員会委員長及び副委員長の選任」を日程に追加し、追加日程第10として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。従いまして、「常任委員会委員長及び副委員長の選任」を日程に追加し、追加日程10として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第10、「常任委員会委員長及び副委員長の選任」を行います。

この後、休憩後の委員会におきまして、正副委員長それぞれの辞職願を審査した上で、進めてください。

選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互

選のうえ、決まり次第直ちに議長までご報告願います。

それでは、暫時休憩といたします。

(休憩 午後 1 時08分)

(再開 午後 1 時31分)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

再開いたします。

ただ今、各常任委員会から、委員長及び副委員長の報告がありました。事務局長が読み上げます。

古賀局長、よろしくお願いいたします。

**◎議会事務局長（古賀博文君）**

それでは、読み上げます。

総務常任委員会委員長 安藤和寿議員、副委員長 井上正宏議員。

建設常任委員会委員長 中野敏郎議員、副委員長 案浦兼敏議員。

厚生常任委員会委員長 久我純治議員、副委員長 田川正治議員。

以上であります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

以上のとおり、それぞれ互選されました旨の報告がありました。

先ほど、常任委員会委員長及び副委員長の変更が生じたので、お諮りいたします。

「議会運営委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第11として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。従いまして、「議会運営委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第11として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、議会運営委員会委員の選任のため、ここで暫時休憩いたします。

なお、各常任委員会による選出が終わりましたら、直ちに議長までご報告をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

(休憩 午後 1 時33分)

(再開 午後 1 時55分)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは再開いたします。

各委員会より報告がございましたので、事務局長が読み上げます。

古賀事務局長、お願いいたします。

**◎議会事務局長（古賀博文君）**

それでは読み上げます。順不同でございますので、あらかじめご了承いただきたいと思っております。

粕屋町議会運営委員会委員に小池弘基議員、安藤和寿議員、井上正宏議員、川口晃議員、案浦兼敏議員、田川正治議員、福永善之議員。

以上でございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

山脇議員。

**◎16番（山脇秀隆君）**

ただ今の選任の仕方なんですが、慣例ではですね、正副委員長が議運に入るということでありますので、各常任委員会に任せられたのは分かりますが、慣例を変更する場合はですね、全協にかけてですね、全協で承認を得て決めていただきたいと思っておりますので、そういう手はずをとってもらえないでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

田川議員。

**◎16番（山脇秀隆君）**

（許可のない発言あり）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

お待たせいたしました。申し合わせ事項につきましては、議会運営委員会は、副議長と各常任委員会2人の計7名で構成するとなっております。

ただ今、山脇秀隆議員より委員長、副委員長が出るのが慣例だというご意見がございました。山脇議員からの申し出のとおり・・・

**◎議長（鞭馬直澄君）**

どうぞ、山脇議員。

**◎16番（山脇秀隆君）**

慣例なんですよ、慣例って書かないですよ。一応そういうふうに決めますよと、決めてあります。申し合わせで。だから、当然その中でいろんな問題が生じるので、以前から慣例で正副ということに決めましょうということで、暗黙の了解でずっと来てるわけですよ。たまにちょっと違う場合がありますよ、でもそれは、みんなの了解を得て、やってるはずなんですよ。

だから、それはやっぱり皆さんがね、僕らは何かやったときには、みんなの了解でやるべきだという意見もあるので、そういう意見をまずとって、それでいいよっていうことであればですね、今言った、人事でいいと思うんですよ。ただその手順はね、私は踏まなくていいんですかって、いうことを聞いてるだけです。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、お諮りいたします。

今の山脇秀隆議員より、申し出がありましたとおり、従来は、慣例では委員長、副委員長が議運のメンバーとして出ていくというご意見がございましたので、この件に対して、この件に関しましてですね。

（許可のない発言あり）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ちょっとお待ちください。

暫時休憩をして、全員協議会に諮りたいと思いますが、これに皆さん、ご賛同いただけますか。

（「異議あり」の声あり）

**◎8番（田川正治君）**

今、山脇議員は自分が総務常任委員会に所属してたときにですね、そのときに、正副委員長でない濫田議員がですね、議運に入られた、議運の委員長になりました。こういうことも含めてですね、そのほかも、そういうその慣例というのはあるんです。

そういう点での慣例はですね。だから、今言われてるのはですね、正副ではないといけないという、慣例に当てはまらないと。だから、自由にその2人選ばれるというのはですね、正副委員長ではなくても可能なんだというところはですね、もう、決まってることであるからですね、今までやってきた事実ということについてね、皆さんにも知ってもらったほうがいいと、いうこともあって発言をしました。

分からない人がおるからね、そういう経過もあるということです。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

川口議員はよろしいですか、川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

私も、過去にそういう例があったちゅうのは聞いてるので。慣例っていうのはどういうふうに、慣例なのかちゅうのがあって、過去にあることが慣例ですから、それは慣例で通していいんじゃないでしょうか。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

結局、慣例とおっしゃいますが、常任委員会に任せられているのか、現在、常任委員会に任せられて、そういう方たちが出られていると。そのことに対して、全員協議会で話をするということに今なりそうなんですけれども、議運に誰を出すかということは、各常任委員会で決めたらいいと、そういう流れになっていると思うんです。

慣例とおっしゃいましたけれども、私が覚える時は、厚生常任委員会で一旦、副委員長になられた方も辞められて、何かそういうふうないろんなことがありましたけど、私たちは常任委員会で決めていることだからということで、それを承認、後でそういう話があったということ、聞いたことがございます。だから、今ここで大切なのは、常任委員会の決めることなのか。そうではなくて、全協で慣例どおりになってないから、諮るべきなのか。

何でもかんでも常任委員会に今言われるっていうのは、それはいいんですけど、常任委員会の決める決め事を、全協で考え直すというやり方自体を、もう少しちょっと検討しないといけないんじゃないですか。だから、議運のメンバーはどこで決めるのか、その決め方も常任委員会で考えて決めるというのは、従来のやり方だったと思います。だから、それをあえてね、全員協議会で審査する必要があるのかどうか、ということも、これは今からの慣例になっていきますから、そこも含めて考えたほうがいいと思うんですね。

それで新しい方はそういう流れを御存じないと思うので、ちょっとその辺を検討して、どうするかをちょっと決めてほしいですね。

◎議長（鞭馬直澄君）

色々議員ご意見が出ておりますので、ここで一旦暫時休憩をさせていただきます。

（休憩 午後2時30分）

（再開 午後2時33分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議会運営委員会のメンバーということで、冒頭、古賀局長のほうから、各常任委員会で決めました委員について、このとおり古賀局長の読み上げたとおり、常任委員会で決めたとおりに、決すべきだと思われる方は、賛成ボタンを押していただきたいと思います。

もう一度、申し上げます。先ほど冒頭で、古賀局長より各常任委員会で、選出さ

れた議会運営委員のそのとおりで賛成される方は、賛成ボタンを押してください。  
(賛成者投票)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

賛成少数で承認されませんでしたので、もう一度、暫時休憩といたします。  
選出のやり直しということになります。

(休憩 午後 2 時38分)

(再開 午後 2 時50分)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、再開いたします。

先ほどの案が否決されましたので、再度、常任委員会を開いていただきまして粕屋町議会運営委員会のメンバーを、新たに決めていただいております。

これについては、事務局長、古賀局長のほうから読み上げていただきます。

**◎議会事務局長（古賀博文君）**

それでは各委員会より、再報告がありました分を読み上げます。

順不同でございますので、あらかじめご了承ください。

粕屋町議会運営委員会委員に、小池弘基議員、安藤和寿議員、井上正宏議員、中野敏郎議員、川口晃議員、久我純治議員、福永善之議員。

以上でございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今、事務局長が読み上げましたとおり、議会運営委員会の委員を指名したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、ただ今事務局長が読み上げましたとおり、選任することに決定いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

先ほど、議会運営委員会正副委員長より、辞任届が提出され、委員会において、許可されたとの報告がありました。よって、議会運営委員会より、正副委員長の選任を改めて行いたいとの申し出がっておりますので、お諮りいたします。

「議会運営委員会委員長及び副委員長の選任」を日程に追加し、追加日程第12として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。従って、「議会運営委員会委員長及び副委員長の選任」を日程に追加し、追加日程第12として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

日程第12、「議会運営委員会委員長及び副委員長の選任」を行います。

選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選のうえ、決まり次第、直ちに議長までご報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時53分）

（再開 午後3時6分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、再開いたします。

ただ今、委員会から、委員長及び副委員長の報告がありました。

事務局長が読み上げます。

**◎議会事務局長（古賀博文君）**

それでは読み上げます。

議会運営委員会、委員長 福永善之議員、副委員長 久我純治議員。

以上でございます。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

以上のとおり、それぞれ互選された旨の報告がございました。

それでは、暫時休憩をいたします。

（休憩 午後3時9分）

（再開 午後4時47分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、再開いたします。

本臨時議会を、6時まで延会いたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、暫時休憩といたします。

（休憩 午後4時47分）

（再開 午後5時22分）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

それでは、再開いたします。

日程第13、「北筑昇華苑組合議会議員の選出」についてを議題といたします。

北筑昇華苑組合議会の議員に、小池弘基議員を選出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって、北筑昇華苑組合議会の議員に、小池弘基議員が選出されました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に日程第14、「粕屋南部消防組合議会議員の選出」についてを議題といたします。粕屋南部消防組合議会の議員に、鞭馬直澄、安藤和寿議員を選出したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって粕屋南部消防組合議会の議員に、鞭馬直澄、安藤和寿議員が選出をされました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に日程第15、「須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

須恵外二ヶ町清掃施設組合議会議員に、鞭馬直澄、中野敏郎議員、山脇秀隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました、鞭馬直澄議員、中野敏郎議員、山脇秀隆議員を、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の、当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました、鞭馬直澄議員、中野敏郎議員、山脇秀隆議員が当選されました。

ただ今、当選されました方に対し、本席から、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ここからは、本日、正副議長選挙及び正副常任委員長の互選等により、委員の変更が生じた特別委員会委員の選任を行います。

日程第16、「国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員の選任」をいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員を選任いたします。

事務局長が読み上げます。

**◎議会事務局長（古賀博文君）**

順不同でありますことをご了承願います。では読み上げます。

国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員に、小池弘基議員、八尋源治議員、井上正宏議員、久我純治議員、中野敏郎議員、案浦兼敏議員、本田芳枝議員、木村優子議員、福永善之議員。

以上9名であります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今、事務局長が読み上げましたとおり、国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員を選任いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、日程第17、「交通対策及び九州大学農場跡地対策特別委員会委員の選任」をいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、交通対策及び九州大学農場跡地対策特別委員会委員を選任いたします。

事務局長が読み上げます。

**◎議会事務局長（古賀博文君）**

次も順不同でありますことをご了承願います。では、読み上げます。

交通対策及び九州大学農場跡地対策特別委員会委員に鞭馬直澄議員、八尋源治議員、山脇秀隆議員、安藤和寿議員、太田健策議員、川口晃議員、田川正治議員、末若憲治議員。

以上8名であります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今、事務局長が読み上げましたとおり、交通対策及び九州大学農場跡地対策特別委員会委員を選任いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

次に、日程第18、「粕屋町議会報告特別委員会委員の選任」をいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、粕屋町議会報告特別委員会委員を選任いたします。

事務局長が、読み上げます。

**◎議会議務局長（古賀博文君）**

それでは順不同で失礼いたします。

粕屋町議会報告特別委員会委員に安藤和寿議員、井上正宏議員、山脇秀隆議員、太田健策議員、川口晃議員、本田芳枝議員、久我純治議員、福永善之議員、末若憲治議員。

以上9名であります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今、事務局長が読み上げましたとおり、粕屋町議会報告特別委員会の委員の選任をいたしました。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

続きまして、日程第19、「粕屋町議会広報特別委員会委員の選任」をいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、「粕屋町議会広報特別委員会委員を選任」いたします。

事務局長が読み上げます。

**◎議会議務局長（古賀博文君）**

順不同でありますことを、ご了承いただきます。では読み上げます。

粕屋町議会広報特別委員会委員に小池弘基議員、木村優子議員、田川正治議員、中野敏郎議員、案浦兼敏議員、井上正宏議員。

以上6名であります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今、事務局長が読み上げましたとおり、粕屋町議会広報特別委員会委員に選任いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

続きまして、日程第20、「町立保育所の建て替えに関する特別委員会委員の選任」をいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、町立保育所の建て替えに関する特別委員会委員を選任いたします。

事務局長が読み上げます。

**◎議会事務局長（古賀博文君）**

順不同でありますことを、ご了承願います。では、読み上げます。

町立保育所の建て替えに関する特別委員会、委員に、山脇秀隆議員、井上正宏議員、久我純治議員、案浦兼敏議員、本田芳枝議員、田川正治議員。

以上6名であります。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ただ今、事務局長が読み上げましたとおり、町立保育所の建て替えに関する特別委員会委員を選任いたします。

**◎議長（鞭馬直澄君）**

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、議長に一任していただくことに決定をいたしました。

これをもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。よって、令和元年第2回粕屋町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（鞭馬直澄君）**

ご異議なしと認めます。よって、令和元年第2回粕屋町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午後5時30分）

会議録調製者 古賀博文ほか 議会事務局職員

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議長 鞭馬直澄

署名議員 福永善之

署名議員 久我純治